

群馬県廃棄物処理施設等審査会の設置及び運営に関する規程

(設置)

第1条 群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程(平成十一年九月二十八日制定。以下「規程」という。)

第六条第一項の規定に基づき、群馬県廃棄物処理施設等審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(調査検討)

第2条 審査会は、知事から諮問された事項について調査検討を行うものとする。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる課又は室の長(以下「構成員」という。)をもって組織する。

2 審査会には会長を置き、会長には次の区分に応じた職にある者を充てる。

(1) 汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設に関する審査会の会長 環境森林部環境保全課長

(2) 前項以外の施設に関する審査会の会長 環境森林部廃棄物・リサイクル課長

3 会長は、審査会を統轄し、これを代表する。

(意見照会)

第4条 会長は、事前協議の内容に応じ、全部又は一部の構成員に意見照会を行うものとする。

2 会長は、前項の意見照会に当たり知事から得た調査検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議)

第5条 会長は、事前協議の内容に応じ、全部又は一部の構成員を招集し、会議を開催する。

2 会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者を会議に招致し、意見を求めることができる。

(学識経験者の意見)

第6条 審査会は、調査検討にあたり、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことができる。

2 前項の学識経験者は、群馬県廃棄物処理施設専門委員会の委員とする。

(答申)

第7条 会長は、調査検討を行った事項について、その結果を取りまとめ、知事に答申する。

2 会長は、前項の答申にあたり、構成員及び学識経験者と協議することができる。

3 会長は、関係者との調整の必要がないと認めた事項又は関係者との調整が終了していると認めた事項については、調査検討の結果から除くことができる。

4 会長は、第一項の規定により答申したときは、速やかに構成員に対しその旨を報告するものとする。

(庶務)

第8条 汚染土壌処理施設に関する審査会に係る庶務は、環境森林部環境保全課において処理する。

2 前項以外の施設に関する審査会に係る庶務は、環境森林部廃棄物・リサイクル課において処理する。

附 則

この規程は、昭和六十一年四月一日から実施する。

この規程は、平成五年六月一日から実施する。

この規程は、平成六年四月一日から実施する。

この規程は、平成七年四月一日から実施する。

この規程は、平成九年四月一日から実施する。

この規程は、平成十八年四月十一日から実施する。

この規程は、平成十九年四月二十日から実施する。

この規程は、平成二十年四月一日から実施する。

この規程は、平成二十一年六月一日から実施する。

この規程は、平成二十三年四月一日から実施する。

この規程は、平成二十五年四月一日から実施する。

この規程は、平成二十七年四月一日から実施する。

別表（第3条関係）

部	課又は室
総務部	消防保安課
企画部	地域政策課
健康福祉部	保健予防課 薬務課 【食品安全局】衛生食品課
環境森林部	環境政策課 環境保全課 廃棄物・リサイクル課 自然環境課 林政課 森林保全課
農政部	農政課 技術支援課 蚕糸園芸課 畜産課 農村整備課
産業経済部	産業政策課 商政課
県土整備部	監理課 道路整備課 河川課 砂防課 都市計画課 下水環境課 建築課
教育委員会	文化財保護課